



びらとり

臨時号

発行 平取町 編集 まちづくり課広報広聴係

北海道胆振東部地震による 平取町低所得被災者住宅への災害見舞金給付

先の北海道胆振東部地震により、自己が居住する住宅が被害を受けた方へ、災害見舞金を給付致します。

対象 ……①～④すべてに該当する方

- ①平成30年9月6日時点で平取町に住民登録をしている方
 - ②自己居住者世帯全員が住民税非課税者
 - ③被災住宅にかかる平取町町税の固定資産税納税義務者
 - ④被災住宅の補修又は改修費用が5万円を超える場合
- ※改修等の内容は、住宅本体、電気、ガス、水廻りのみ
(電化製品、日常生活用具、浄化槽等は除く)

見舞金額 一律3万円

申請期間 平成30年9月28日から平成31年3月31日まで

持ち物

- 補修、改修内容が記載された請求書または領収書
(見積書や、住宅被災箇所がわかる写真があれば併せて添付)
- 印鑑

申請先

- 保健福祉課福祉係 (ふれあいセンターびらとり内)
- 役場振内支所
- 役場貫気別支所

問合せ先 保健福祉課福祉係 ☎ 4-6112

地震により破損した墓石などの受入

地震により破損した墓石、コンクリートブロックやアスファルトの災害ごみを中村砂利工業平取りサイクルセンター(平取町字小平27-3)にて無償で引取りを行っておりますので、搬入される方は、事前にお問い合わせください。

受付 月～土 8:00～17:00

問合せ先 中村砂利工業平取りサイクルセンター
☎ 2-3201

罹災証明書を交付

北海道胆振東部地震における被災について、罹災証明書を交付します。

罹災証明書は、災害により被災した住家等について、その被害の程度を証明するものです。申請される方はご連絡ください。担当者が調査に伺い交付します。

受付 10月5日(金)まで

問合せ先 まちづくり課防災係 ☎ 2-2222

災害のことで、お困りのことがありましたらご連絡ください。

問合せ先 まちづくり課防災係 ☎ 2-2222

北海道胆振東部地震による浄化槽設置者に対する助成

北海道胆振東部地震による地盤沈下、槽の浮上により浄化槽等を破損された設置者に対し、修繕費用の一部を助成いたしますので、希望される方は次によりお申込みください。

対象者

北海道胆振東部地震により浄化槽等を破損された設置者

申請書類

- 申請書（ふれあいセンター・両支所に設置）
- 添付書類（設置場所の位置図、工事見積書及び工事領収書、工事完成写真）

補助額

工事費用の1/2以内（10万円を限度）

受付期間

平成31年3月31日まで

※浄化槽の交換が必要な場合は、従来の平取町浄化槽設置整備事業（借家、アパートなどは対象外）の申請が可能ですので町民課生活環境係までお問い合わせください。

問合せ先 町民課生活環境係 ☎ 4-6113

北海道胆振東部地震による 振内共同墓地自主移転者に対する助成

北海道胆振東部地震により**振内共同墓地敷地内**が地割れしたため、墓地を自主移転する振内共同墓地の使用者に対し、移転費用の一部を助成いたしますので、希望される方は次によりお申込みください。

対象者

北海道胆振東部地震による振内共同墓地敷地内の地割れにより、平取町墓地条例に定める墓地に自主移転を希望する振内共同墓地使用者

申請書類

- 申請書（ふれあいセンター・役場振内支所、役場貫気別支所に設置）
- 添付書類（設置場所の位置図、平面図・立面図、工事見積書および工事領収書、工事完成写真）

補助額

工事費用の1/2以内（5万円を限度）

受付期間

平成31年3月31日まで

※新しい墓地に移転した際に納める使用料は無償です。

問合せ先 町民課生活環境係 ☎ 4-6113